

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用した新製品・新規用途開発に取り組む。
- IT 活用の最大化（共通 EDI の強化、データ相互利用 等）を推進する。
- サプライチェーン全体での CSR 調達、ホワイト物流を推進する。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たって下請事業者をはじめ取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、市況・コスト変動の影響を勘案の上、公正な取引条件を設定します。取引価格・期間・条件を含め契約に当たっては書面等による契約条件の明示・交付を行います。

#### ② 保管、評価、分析などのコスト負担

取引の実施に当たり付随して発生する保管、評価、分析などのコストについては法律、取引慣行等に従い、公正な負担とし、取引先に対し不当なコスト負担要請を行いません。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せへの対応

取引先も働き方改革に対応できるよう、原則として短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等により、何らかのコストアップや負担が生じる場合、取引先に一方的な負担を押し付けることなく、法律、契約等に従い公正な負担とし、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○取引先の発案や改善により得られた利益やコストダウン等の成果は、ルールを設け公正に配分します。

○下請法については、社内の各調達窓口に対しチェック・監査体制を設け遵守を徹底します。

○「取引先満足度調査」を定期的を実施し、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋がります。

2022年2月16日

サンアロマー株式会社

代表取締役社長 山田 一成